

## ○札幌市動物の愛護及び管理に関する条例（抜粋）

平成28年3月30日

条例第22号

（札幌市動物愛護管理推進協議会）

第28条 市長の諮問に応じ、動物の愛護及び管理に関する重要事項を調査審議するため、札幌市動物愛護管理推進協議会（以下「協議会」という。）を置く。

- 2 協議会は、市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。
- 3 委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。
- 4 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 5 委員は、再任されることができる。
- 6 特別の事項を調査審議するため必要があると認める場合は、第2項の委員のほかに、協議会に臨時委員を置くことができる。
- 7 協議会に、必要に応じ、部会を置くことができる。
- 8 前各項に定めるもののほか、協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市長が定める。

## ○札幌市動物の愛護及び管理に関する条例施行規則

平成28年3月30日

規則第18号

（会長及び副会長）

第15条 札幌市動物愛護管理推進協議会（以下「協議会」という。）に会長及び副会長1人を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は、協議会を代表し、会務を総理する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 会長及び副会長共に事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員がその職務を代理する。

(臨時委員)

第16条 臨時委員は、学識経験を有する者その他市長が適当と認める者のうちから、市長が委嘱する。

2 臨時委員は、その者の委嘱に係る特別の事項に関する調査審議が終了したときは、委嘱を解かれたものとみなす。

(会議)

第17条 協議会の会議は、会長が招集する。

2 会長は、会議の議長となる。

3 会議は、委員（議事に関係のある臨時委員を含む。次項において同じ。）の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(意見の聴取等)

第18条 協議会は、必要があると認めるときは、関係者に対し、出席を求めて意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(部会)

第19条 部会は、会長の指名する委員及び臨時委員をもって組織する。

2 部会に部会長を置き、会長がこれを指名する。

3 部会長は、部会を代表し、部会の事務を総理する。

4 部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、部会の委員のうちからあらかじめ部会長の指名する者がその職務を代理する。

5 前2条の規定は、部会の会議について準用する。この場合において、これらの規定中「協議会」とあるのは「部会」と、第17条第1項及び第2項中「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。

(庶務)

第20条 協議会の庶務は、保健福祉局において行う。

(運営事項)

第21条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。